公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正等について(情報提供)

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、指定難病の対象疾病数については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件(平成27年厚生労働省告示第266号)により、別紙のとおり新たに196疾病を追加したところです。

この指定難病の追加を踏まえ、指定難病に係る診断に関する客観的な指標による一定の基準及び法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度について、別添写しのとおり各都道府県知事宛通知いたしましたので、お知らせいたします。